

終了

＼ 臨時措置は終了します ／

令和8年

10月12日(月) から

市指定ごみ袋 で排出してください

5月20日から、燃やすごみを加古川市指定ごみ袋以外の袋でも出せる臨時措置期間を設けていましたが、10月10日で期間が終了します。

10月12日(月)以降の収集では、原則、加古川市指定ごみ袋をご使用いただくようお願いします。

10/12~

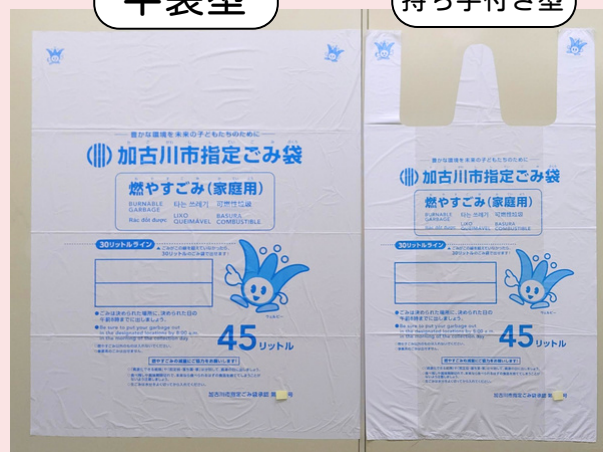
使用できるのは以下の市指定ごみ袋

**平袋型と持ち手付き型
それぞれ**

- ・ 45リットル
 - ・ 30リットル
 - ・ 15リットル
- があります

平袋型

持ち手付き型



**引き続き、指定ごみ袋の
過度な購入はお控えください**



※ 臨時措置期間中に指定ごみ袋が購入できずに「透明または半透明の袋」を購入し、在庫が残っているご家庭については、令和8年11月末までは、燃やすごみ排出にご使用いただけますが、12月以降は収集しませんのでご注意ください。
なお、「透明または半透明のごみ袋」は、資源物の排出（「剪定枝・草」「衣類」や「シュレッダーダスト（紙類）」）にもお使いいただけます。

問合先

指定ごみ袋について ▶ 加古川市 環境政策課 079-426-5440
ごみの収集について ▶ 加古川市 環境第1課 079-426-1561

くわしくは

